

(写)

資料1

07 静環環共第 2018 号
令和 7 年 11 月 6 日

静岡市環境審議会
会長 木村 浩之 様

静岡市長 難波 喬司
(環境局環境共生課)

(仮称) 静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例について(諮問)

静岡市環境基本条例第 31 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

(仮称) 静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の制定について

2 諮問理由

2025 年カーボンニュートラルの実現に向け、化石燃料由来の電力を、太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー由来の電力に転換していく必要があります。

しかし、太陽光発電施設の地上設置型については、森林伐採・土砂流出や濁水の発生・景観への影響・反射光による生活環境への影響、さらには廃棄も含めた適切な維持管理が実施されないなどの問題が全国各地で顕在化しています。

本市でも同様の問題が一部で発生しており、今後大きな問題となることが懸念されます。

このため、防災や環境面においてリスクが高い区域への設置抑制や設置後の適正な維持管理に向けた事業者への指導が実効性をもって行うことができるよう、太陽光発電施設の適正な導入と維持管理について規定する、(仮称) 静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の制定について、諮問いたします。